

山際大臣記者会見要旨

令和4年7月29日（金）14:21～14:50

於：中央合同庁舎第8号館1階S108会見室

1. 発言要旨

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回りで開催しましたので、決定内容をご説明いたします。

現在、BA.5系統による感染が急速に拡大し、感染者数が急増しております。これに伴い、発熱外来を中心に医療施設や介護施設への負荷が急速に高まっており、救急搬送困難事案も急速に増加しています。また、従業員が感染者や濃厚接触者になることにより、業務継続が困難となる事業者も増加しております。

こうした状況に対応するため、本日の政府対策本部では、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」、「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」の2点を決定いたしました。

まず、都道府県への支援についてご説明します。昨日の全国知事会議の緊急建議では、まん延防止等重点措置に至らない場合にも、都道府県知事の要請による国の事態認定を可能とすること、オミクロン株の特徴を踏まえ、具体的かつ多様な対策について、知事が地域の実情を踏まえ選択できるようにすることが国に要望されています。

これを受けまして、今回BA.5対策として、住民や事業者への協力要請や呼びかけを強化する都道府県の宣言に基づき、国がBA.5対策強化地域と位置付け、都道府県の取組を支援することといたします。

具体的な国の支援としては、既存の様々な支援に加えて、関係省庁や各所管団体等との連携・調整、好事例の提案や導入支援、必要に応じて国からのリエゾン職員の派遣等を行い、都道府県のBA.5対策がより効果的・効率的に実施できるようにしてまいります。

次に、病床のひっ迫の回避に向けた対応として、昨年秋に取りまとめた「全体像」に基づき整備された最大確保病床数の全面的な稼働や、臨時の医療施設の整備等、適切な入院調整、高齢者施設等への医療支援、転院・退院支援等による病床の改善率の向上に取り組めます。

発熱外来のひっ迫回避に向けた対応については、国が抗原定性検査キットを買い上げて配布するとともに、都道府県等への個別の支援も行いながら体制整備を加速させます。

また、発熱外来を経ない在宅療養の仕組みについて、先行事例の横展開を行います。

さらに、職場等で療養開始時の検査証明を求めないことを、各省庁から所管業界に対して要請いたします。

こうした取組により、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、改めて個人々の基本的感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、できる限り社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるよう、全力で取り組んでまいります。

詳細については、この後、事務方より説明いたします。

もう1点、新型コロナウイルスのワクチン接種について申し上げます。現在、10代から30代など若い世代を中心に新型コロナウイルスの感染者が急増しております。一方で、若い世代の約8割の方々が2回目接種を終えておりますが、3回目の接種率は3割から5割台にとどまっております。

1、2回目接種によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下しますが、3回目接種によりその効果が回復することが確認されています。新型コロナに感染した場合、若い世代の方であっても、重症化したり、症状が長引いたりする可能性もあります。

このため、特に若い世代の3回目接種を促進するために、8月までを「ワクチン推進強化月間」とし、積極的な広報が図られるよう、政府全体で取り組んでおります。

ワクチン接種は、ご自身だけではなく、家族、友人、高齢者など、大切な方を守ることにもつながります。先々週、7月14日になりますが、総理からもお願いしておりますが、できるだけ早い3回目接種を重ねてお願い申し上げます。私からは以上です。

2. 質疑応答

(問) 今、大臣のお話にもありましたけれども、今日、対策本部でBA.5対策強化宣言が新たに定義されました。これまで沖縄や大阪など、独自に既に宣言を出している都道府県もあったかと思うんですけども、そういった中で、改めて国としてこうした宣言を定義された意図、狙いを改めてお願いします。

(答) 一つには、きっかけとしては、昨日知事会議が行われて、その知事会から国に対してご要請がありました。その中に、冒頭の発言の中でもお示ししたとおり、各地方自治体が工夫をする感染対策に対して、それをきちんとバックアップできるような枠組みを作ってもらいたい、こういう要望の内容でございましたので、それを受けて、国としてもしっかり地方自治体とともに協力しながら、感染対策と経済社

会活動というものをきちんと両立できるようにサポートしていく、これを明らかにするという意味を持って今回の決定になりました。

(問) 今回の宣言の対策の中身ですけれども、特措法の24条に基づく要請が都道府県からできるということで、24条ということは特に強制力を伴うものではなくて、あくまで呼びかけができるという認識でよいのかということ。

それから今までも、要請は都道府県からできる中で、国も地方自治体と連携するというのはこれまでもずっと続けてきた中で、何が変わるのか。国からのお墨付きを与えるという効果なのか、もう少し効果の部分をお教えください。

(答) 最初のほうの質問に関してはそのとおりです。ですから、何か強制力を持つような枠組みはありません。

そして、もう一つのほうは、これまでのデルタ株とオミクロン株も相当違いましたけれども、オミクロン株のBA.2とBA.5の間にも、感染力等々も含めて、そこそこに違いが出てきています。ですから、何が有効な手立てとしてあり得るかということをもう一度明確にすることは意義があるだろうという思いもあります。

それと今回、もちろん各都道府県とは個別にはしっかり今でも連絡調整はしているんですけども、例えば、発熱外来がひっ迫することを避けるために、抗原定性検査キットをうまく利活用して、その根詰まりをなくしていくという工夫が様々な県で始まっていますけれども、やっているところとまだやっていないところとあります。

そういう情報がきちんと横で流れるようにするのは、当然、直接県から県に聞いていただければ情報が共有できるのですが、そこに国が絡むことによって、よりスムーズに情報共有ができるようになりますよね。

ある意味、国というのは相互調整ができる機関ですから、今回の件に関しても、都道府県との間に入って様々なことができるということもあって、それを明確にするという意味もあります。

(問) もう1点だけ確認したいんですけども、情報の共有、横展開を支援するという以外に、例えばお金の面、財政面で、自治体の取組の財政支援みたいなことはこの中に含まれるのでしょうか。

(答) 直接的に、今回のことの中に財政支援というものを入れているわけではありません。地方創生臨時交付金の枠の中で様々な工夫をしながら、自由に使っていただけるような枠組みがあって、その予算を使って各都道府県でやっていただいていると思うのですが、その中でやっていただくのが大事だと思っております。

しかし、もちろん柔軟に対応しなきゃいけないから、少し不足をしてくるようなことが見えてきた時には、個別にやりとりをしながら、きちんと感染対策ができるように国としてもサポートはしなきゃいけないと思っております。

(問) 2点、伺えればと思います。まず1点目が、確認になってしまって恐縮ですけれども、このBA.5対策評価宣言というのは、やはり行動制限とは違うものという認識で合っているのでしょうか。

2点目ですけれども、先日もお伺いしたのですが、コロナの感染法上の扱い、オミクロン株の性状に合わせて、2類なのか5類なのか新類型なのか、どのように扱っていくかについて、その後また具体的に議論は進んでいるのでしょうか。

(答) 端的にお答えしますと、行動制限をするものではありません。これは明確にしておいたほうが良いと思いますので。

そして、2類、5類の話は、この間もお話し申し上げたように、我々としては、新型コロナウイルス感染症、ウイルスそのものの性状がどんどん変わるものですから、その中において、性状が変わってきたものに対して柔軟に、一番適切な対処方法というものを、そのときそのときにやっていくということでこれまでやってきました。今まさにBA.5に対してどのように我々は対応すればいいかということを整理させていただいて、みんなでやろうという話をしているわけです。

それはそういう形で、2類、5類ということに関わらず、オペレーションの仕方は工夫して、柔軟な対応をさせてもらっていると思っております。

それとは別に、専門家の間では、病性がどういうものであるかということをしつかり科学的に見ていただいて、その病性に従ってどんな対応をするべきなのかを、最終的にはルールにすることになります。議論は当然やっておいてもらったほうが良いに決まっていますので、それはやるということだと、この間もご説明したつもりです。

ですから、継続してそれはやりますが、今この段階で何か法律を変えて対応するというようなことはありません。

(問) 重ねてもう1点だけ。今回の宣言についてですが、このタイミングでの新設ということで、感染拡大が広がる中でもう少し前にやってもよかったんじゃないかという意見も一部あるかと思うんですけれども、このタイミングについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(答) これは冒頭にも申し上げたとおり、昨日知事会からの要請が出てまいりましたので、それを受けて速やかに対応したということですよ。

もちろんだのタイミングがよかったのかというのは、もう少したってから、皆さま方も含めてきちんとご批評いただかなきゃいけないことだと思います。しかし今回のタイミングに関しては、知事会からのご要望があったことを受けて速やかに対応したので、このタイミングになったということです。

(問) これまでの質問とかぶっているところもあると思うのですが、BA.5対策強化宣言のメニューというのは、資料で示された様々な、住民への協力要請、事業者への協力要請、国の支援とありますけれども、この宣言がなければできないというものがあるのかというのが1点。

もう1点、宣言を行う手続きとしては、知事が宣言をしますと言えばそこですぐに宣言が始まるのか、ある程度、知事が国のほうに言って、協議の結果、国のほうからまん延防止のように発表するものなのか、どちらになるのか。この2点をお願いします。

(答) 前者の質問に関しては、今の法律の枠を超えて何か新たに今回決めたということではありませんから、今の法体系、仕組みの中で、知事さんがそれなりにご自身の工夫でやろうと思っただけでできることを並べてあります。

先ほど申し上げたように、今、BA.5というものに対してどういうことができ得るかということ、網羅的にしっかりお示しをもう一回するということは非常に意義のあることだと思います。

そして、例えば各県でやっている有効な感染対策の事例を、横で情報をやりとりするということは、別に宣言を出さなかったからといっても当然できます。

我々は宣言を出した都道府県に限らず、全ての都道府県に対して、その情報はオープンにしながら、やれることは横展開でやっていただけるように情報提供するつもりでもあります。よりスムーズに様々なことができるようになると思います。

唯一言えらば、国からリエゾンを派遣するということについて、必要のないところにリエゾンを派遣することはないです。どういう状況になっている県が必要なのかといえば、当然、感染症対策をよりやらなきゃいけない、そういう問題意識を持っていらっしゃる都道府県がリエゾンも含めて検討するということになると思いますから、明示的ではありませんが、普通に考えますと、やはりこの対策をやるのだと宣言していただいたところに対して、仮に必要ならリエゾン派遣することになるのだろうと思っています。

すみません。後者の質問を忘れちゃったのですが、もう一回いいですか。

(問) これは知事が自主的にやればいいのか。

(答) 分かりました。手続き上は、知事の皆さんがまずは手を挙げて、ご自身の県でこの宣言を出していただいで、それを受けて我々としては、当然どういう状況になっているかということのをそれまでコミュニケーションしておりますから、コミュニケーションをする中で、国としてそれを決定というか、そういう形にしていくということになります。BA.5強化対策の地域にするということのを国で決定するというプロセスになります。

(問) 決定の主語は知事なのか、政府なのか。

(答) もちろん我々政府が。

(問) 今、都道府県の知事が出されている特措法に基づいた要請と、あと、まん延防止等重点措置の中で、例えば行動制限みたいなこと、両方ともあくまで強制ではなくて要請だと思ふんですけれども、これらの2つの違いをもうちょっと明確にご説明いただけないでしょうか。

(答) 詳しくお知りになりたいならば、後で事務方の中から説明させますので、それを聞いていただければと思います。もちろん様々なレベルで知事から様々なお願い、要請というものはできます。国が絡むものと県独自でやっていただくもの等々があります。

そういう意味で言いますと、まん延防止等重点措置等になった場合には、当然これは国が絡んだものとなりますし、国の決定によって様々なことがより強い形で行われるということになりますので、それに対して協力金等々の発生もありますから、経済的な意味も含めてだいたい違うと思います。

様々な意味で知事さんから、その地域の実情に合わせて、感染対策をするためにこういう工夫を皆さんでやりましょうということは、これまでも様々なやってきていただいたものですから、その範囲の中で、まだ24条9項はそういう枠になっていますから、その範囲の中でやるものとは相当大きな違いがあるんじゃないかと。

(問) 2点あります。1点目は、今回の強化宣言というのは、知事会からの昨日の要請がなかったならば出されなかったというものなのかどうかを伺いたいのが1つ。

それと、今、オミクロン株もいろんな派生型が出ていますけれども、今後、また感染力が強力なものが出てきたら、その都度こういった強化宣言を出していく考えなのかお聞かせください。

(答) 強化地域の指定については、実は知事会の皆さんとはずっと、言ってみればコミュニケーションを取り続けている中で、このBA.5に対してどのような形で、都道府県、そして国が協力をすると感染対策

がうまく進むかという、そういう協議を進めた中でこのタイミングになったものだという事は先ほど申し上げました。

ですから、どんな対策を行うに当たっても、国のほうが独善的に、国だけで何か物事を決めてこういうルールでやりますというようなことをやることはまずないです。やはり現場を持っていらっしゃる各都道府県知事さんや、あるいは市町村長さんたちとも日々コミュニケーションを進める中で、必要なものをお互いの立場でやりましょうということで積み上げていくものですから、今のご質問に対して言うならば、都道府県側から何の意思もないのに国のほうで何かやるということとはなかったらと思います。

国と都道府県というものを分けて考えるべきでは私はないと思いますので、現場を預かっていらっしゃる方々と日々コミュニケーションを取る中で、コンセンサスが得られたものを対策として打ち出すということは非常に重要なことだと思います。

それともう一つの質問に対しても、これも常々申し上げていることですけれども、敵が姿をどんどん変えるんです。ですから、どんどん姿が変わっていくウイルスに対して、そのウイルスに合った対応を柔軟に取り続けていかなくてはいけないということですので、当然、地域指定のようなことがこれから先、必要となればちゅうちょなくやりますし、また、そうではない他の枠組み、工夫というものがあれば、それを柔軟に対応策としてお示しをすることであって、こういうものが将来にわたって次から次に出てくるかというのは、今のところで予断を持って申し上げることはできませんけれども、柔軟に対応はし続けるということだけは申し上げられると思います。

(問) 知事会からの要望があったから、今回の強化宣言が出たというわけではないということですか。

(答) 知事会からのご要望というものが出される背景には、私たち国と地方自治体との間で日頃から密に様々なコミュニケーションを取っているから、そういう形で出てきたとご理解いただきたいと申し上げたわけです。

(問) 今回の対策の中身を見ますと、結局、従来、既にもう政府が呼びかけていらっしゃる内容が並んでいるという印象が否めないわけですが、あるいは検査の目詰まりやワクチンといった問題も、本当に最悪の事態を想定してやるということができていたのかという観点から見れば、ちょっと疑問を覚えざるを得ないわけですが、後手に回っているという印象について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

(答) どのようなご批評を頂くかは、当然、我々はそういうことに関してもきちんとアンテナを張っておかなくてははいけないと思いますから、そのようなご意見があるということは貴重なご意見として聞かなきゃいけないと思いますし、それに従って動かなきゃいけないところは動かなきゃいけないと思っています。

実際に目詰まりがあるのは事実です。ですから、検査体制に関して、あらかじめもっと準備しておかないといけなかったじゃないかというご批判は、我々はきちんと受けなくてははいけないと思います。

しかし一方で、それは現場があつての話になりますので、例えば検査キット一つとっても、一つ一つはそこそこに大きなものです。それをこういう状況になる前に最初から配っておけばよかつたじゃないかということは、確かにそのとおりですけれども、それが現実的であつたかどうかということも、またきちんと議論しておかなくてははいけないことだと思っています。

それともう一つは、何度も繰り返しになりますけれども、ウイルスは性状を変えますので、仮にデルタ株ほどの強毒性のウイルスに対して、今のようなオペレーションがとれるかと言ったらとれないわけです。もっと医療サービスを必要とされる方が確率として多くなるわけですよ。

ですから、今のこのBA.5になって、BA.5の毒性、病気の度合いがどういふものかということを見ながら、それならここまで柔軟に対応してもいいんじゃないかということで対応しております。過去のものとは比べることは必要ですけれども、過去と同じでないものを、対応策が同じか違うかということ議論するのは、今の段階ではあまり生産的ではないのではないかと私は思っています。

今できることをしっかりやらなきゃいけないというのは同じ問題意識なので、事実として目詰まりがあるということもそのとおりですから、それを一日も早くなくしていくためのものを今回盛り込ませていただきました。

そういう意味で言うと、先ほどの質問の答えに戻りますけれども、今、BA.5に対して何をやるべきなのかを整理したものにはなっています。それが今までのものと何か違うものがあるかということ、めりはり多少付くかもしれませんが、しかしオミクロン株に対する対応として、根底から何かを変えなくてははいけないという形ではないと思います。

ですから、それをそれぞれの地域によって使いやすいようにしていくという、相互調整ということをやりますと申し上げたわけですから、

検査キットもより有効に使うということに関しては少し新しい部分が入っていますが、それ以外のところに対してそれほど目新しいものが入っていないというのは、むしろ、ある意味自然な形なのかなという気がいたします。

（問）先ほど、大臣は敵がどんどん姿を変えるとおっしゃいましたが、現にBA.5よりも感染力が高いとされる変異株ケンタウロスの感染も確認されています。現状をどのように考え、また今日はBA.5に対する対策ということですのでけれども、今後はどのような内容だったりスピード感で対応が必要だとお考えでしょうか。

（答）ケンタウロスに関してはもちろん我々も認識しております。事実としては、日本国内でも発生があるということはちらほら聞きますけれども、それがメジャーになっている、BA.5に置き換わるものになっているということは今のところはないです。ですから、今のところはBA.5が感染の中心であることは間違いがないです。

しかし、これから諸外国等々で我が国よりも先に置き換わりが進んでいくという事例が見られた場合には、それは我々としては注視しておかなくちゃいけないと思っております。今のところ我々の持っている情報では、世界的に大きく置き換わっているという報告はあまり聞いていません。インド以外はあまり聞いていないということでもありますから、これに対しても注視はし続けなくてはいけないと思っております。そういう形で進めたいと思っております。

（問）知事会からの要請が背景にあるということでしたけれども、知事会としては財政支援ということも要望としては多分あったのかなと思うのですが、今回については、財政支援のところの言及はありませんでした。国としては、今、既に十分そこは手当ができているというご認識なのかどうか、そのあたりの理由、背景について改めてお願いします。

（答）現段階においては、予算措置が行われている範囲内で予算を執行するというのを各都道府県でやっていただいているものと認識しております。

しかし、これは先ほど申し上げたように、それでも不足が見込まれるという話になれば、当然、各地域によって事情が違ふと思います。ですから、我々としてはコミュニケーションを取る中で、感染対策ができなくならないように、感染対策がきちんと行えるように、財政的な支援が必要だということがあれば、これはきちんとご相談に乗る、そういう思いで進みたいと思っております。

（以 上）